



山形県公報

平成21年4月1日(水)

号 外 (17)

目 次

教育委員会関係

規 則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則.....	1
山形県教育委員会職員被服貸与規程の一部を改正する規則.....	同
山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則.....	2
教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則.....	3
山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則.....	6
特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則.....	7

訓 令

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令.....	同
山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令.....	8

告 示

昭和33年5月県教育委員会告示第11号(勤務評定書の様式)の一部改正.....	10
---	----

教育委員会関係

規 則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月1日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第12号

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則
教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則(昭和31年11月県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第13号中「決定」を「決定並びに免許状の有効期間の更新及び延長等」に改める。

第4条第1項第1号中「、世界遺産推進監」を削り、同項第3号中「決定」を「決定並びに免許状の有効期間の更新及び延長等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会職員被服貸与規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月1日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第13号

山形県教育委員会職員被服貸与規程の一部を改正する規則

山形県教育委員会職員被服貸与規程(昭和38年5月県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表中	「 青年の家 海浜青年の家 朝日少年自然の家 金峰少年自然の家 飯豊少年自然の家 神室少年自然の家 」	を	「 青年の家 朝日少年自然の家 金峰少年自然の家 飯豊少年自然の家 神室少年自然の家 」	に改める。
-----	--	---	--	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月1日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第14号

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会事務局組織規則(昭和40年4月県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表教育やまがた振興課の項中「生涯学習担当、社会教育担当」を「生涯学習・社会教育担当、社

社会教育施設担当」に改め、同表中	「 文化遺産課 世界遺産推進担当、文化財保護担 当 」	を
------------------	---	---

「 文化財保護推進課 最上川文化的景観担当、文化財保 護担当 」	に改め、同表福利課の項中「、施設担当」を削る。
--	-------------------------

第5条第1項第16号中「総括」を「他部局との連絡」に改める。

第6条第6号中「、博物館」を削り、同条第10号中「義務教育課」を「文化財保護推進課、義務教育課」に改め、同条第12号中「、県青少年教育施設及び県立博物館」を「及び県青少年教育施設」に改める。

第6条の2の見出し及び同条中「文化遺産課」を「文化財保護推進課」に改め、同条第1号中「世界遺産の登録に向けた施策の推進」を「最上川の文化的景観」に改め、同条に次の3号を加える。

- (5) 博物館の運営指導に関すること
- (6) 県立博物館に関すること。
- (7) 文化財関係及び博物館関係の公益法人及び公益信託に関すること。

第11条第11号中「学校における食育」を「食育の推進」に改める。

第17条中「、教育次長及び世界遺産推進監」を「及び教育次長」に改める。

第18条第3項中「社会教育主事補」を「社会教育主事補、文化財調査研究員」に改める。

第19条の表中	「 教育次長 教育長を補佐し、所属の職員を指 揮監督する。 」	を
	「 教世界遺産推進監 教育長の命を受けて世界遺産に関 する事務を掌理する。 」	

「 教育次長 教育長を補佐し、所属の職員を指 揮監督する。 」	に、
---	----

「 主査 上司の命を受けて担当事務を処理 する。 」	を
--	---

主査	上司の命を受けて担当事務を処理する。
文化財調査研究員	上司の命を受けて文化財の調査研究業務に従事する。

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 4月 1日

山 形 県 教 育 委 員 会
委 員 長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第15号

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

教育機関の組織及び運営に関する規則（昭和41年 4月県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。
第28条中「第25号」を「第25号。以下この章及び第 9 章において「条例」という。」に、「同条例」を「条例」に

改め、同条の表中

山形県青年の家	天童市
山形県海浜青年の家	飽海郡遊佐町

を

山形県青年の家	天童市
---------	-----

に改める。

める。

第29条各号を次のように改める。

- (1) 青少年の課題に関する調査研究、相談及び支援に関すること。
- (2) 青少年の研修のための便宜の供与及び指導助言に関すること。
- (3) その他青年の家の運営について必要な事項に関すること。

第30条第 2 項を削る。

第32条を次のように改める。

（利用の許可の申請等）

第32条 条例第 5 条第 1 項の規定により青年の家の利用の許可を受けようとする者は、山形県青少年教育施設利用許可申請書（別記様式第 1 号）を所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の許可をしたときは、山形県青少年教育施設利用許可書（別記様式第 2 号）を申請者に交付するものとする。

第33条の 2 第 1 項及び同項各号を削り、同条第 2 項中「山形県青少年教育施設条例第 6 条」を「条例第 9 条」とし、同項を同条とする。

第33条の 3 中「（前条第 1 項に規定する者を除く。）」を削り、「別記様式第 1 号」を「別記様式第 3 号」に改める。

第47条中「別記様式第 2 号」を「別記様式第 4 号」に改める。

第53条中「別記様式第 3 号」を「別記様式第 5 号」に改める。

第57条中「山形県青少年教育施設条例」を「条例」に改め、「同条例」を「条例」に改める。

第58条各号を次のように改める。

- (1) 青少年及び青少年の指導者の団体宿泊訓練、研修及び野外活動等の事業の実施に関すること。
- (2) 青少年及び青少年の指導者の団体宿泊訓練、研修及び野外活動等のための便宜の供与及び指導助言に関すること。
- (3) 青少年の研修のための調査研究、相談及び支援に関すること。
- (4) その他少年自然の家の運営について必要な事項に関すること。

第59条の次に次の 1 条を加える。

（分館）

第59条の 2 条例により置かれた山形県金峰少年自然の家の分館の名称及び位置は、条例の定めるところにより次のとおりである。

名称	位置
山形県金峰少年自然の家海浜自然の家	飽海郡遊佐町

第60条第1号中「少年」を「青少年」に改め、同条第2号中「少年」を「社会」に改める。

第61条を次のように改める。

(利用の許可の申請等)

第61条 条例第5条第1項の規定により少年自然の家の利用の許可を受けようとする者は、山形県青少年教育施設利用許可申請書(別記様式第1号)を所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の許可をしたときは、山形県青少年教育施設利用許可書(別記様式第2号)を申請者に交付するものとする。

第64条の表中 「

分館長	博物館の分館	上司の命を受けて分館の事務を掌理する。
-----	--------	---------------------

」 を

「

分館長	博物館の分館	上司の命を受けて分館の事務を掌理する。
	少年自然の家の分館	上司の命を受けて分館の研修業務を掌理する。

」 に改める。

別記様式第3号を別記様式第5号とし、別記様式第2号乙を別記様式第4号乙とし、別記様式第2号甲を別記様式第4号甲とし、別記様式第1号中

「

学齢に達しない者	人
小学校の児童(準ずる者を含む)	人
中学校の生徒(準ずる者を含む)	人
高等学校の生徒(準ずる者を含む)	人
社会教育関係者	人
その他の者	人

」 を 「

	人
--	---

」 に改め、同様式を

別記様式第3号とし、附則の次に次の2様式を加える。

様式第1号

山形県青少年教育施設利用許可申請書

年 月 日

所長 殿

住所(所在地)

申請者 団体名

氏名(代表者名)

下記のとおり利用したいので申請します。

利 用 目 的 (研修内容)										
引 率 代 表 者 氏 名 及 び 連 絡 先	役職名	氏名								
	住所〒									
	電話							F A X		
利 用 期 間	第 1 希 望	年 月 日() 時 分 ~ 年 月 日() 時 分								
	第 2 希 望	年 月 日() 時 分 ~ 年 月 日() 時 分								
	第 3 希 望	年 月 日() 時 分 ~ 年 月 日() 時 分								
利 用 施 設	室名、施設名等及び利用希望時間等を記入									
利 用 者 区 分	幼 児	小 学 生	中 学 生	高 校 生	大 学 生	引 率 者 指 導 者	そ の 他	計	社 会 教 育 関 係 者	
人 員	男								1 該 当 2 非 該 当	
	女									
	計									
主 な 活 動 内 容										

年間、複数回利用する場合は、1回ごとに利用許可申請書を提出すること。

様式第2号

山形県青少年教育施設利用許可書

年 月 日

団体名

氏名(代表者名)

様

山形県

所長

印

下記のとおり許可します。

記

利用期間	年 月 日 () 時 分 ~ 年 月 日 () 時 分
利用施設	
利用目的 (研修内容)	
備考	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会

委 員 長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第16号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「助教諭」を「副校長、助教諭」に改め、「事務部次長（補佐）」を削り、「栄養士」を「栄養士、副主任栄養士」に改める。

第21条の表中	事務部次長（補佐）	事務部長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。	を
	事務部次長		
「	事務部次長	事務部長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。	に、
「	栄養士	栄養に関する業務に従事する。	を
「	栄養士	栄養に関する業務に従事する。	に改める。
	副主任栄養士	栄養に関する担当業務に従事する。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月1日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第17号

特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

特別支援学校の管理運営に関する規則(昭和41年4月県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条2項中「事務部次長(補佐)」を削る。

第4条の表中

事務部次長(補佐)	事務部長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。	を
事務部次長		

事務部次長	事務部長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。	に、「第5条の3」を「第7
-------	-------------------------	---------------

条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県教育委員会訓令第4号

庁 中
教 育 機 関

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年4月1日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会文書管理規程(昭和42年4月県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2号(1)本庁の項の表中	文化遺産課	文遺	を
-----------------	-------	----	---

文化財保護推進課	文推	に改め、同表(3)教育機関の項の表中	山形県青年の家	山青	を
			山形県海浜青年の家	海青	

山形県青年の家	山青	に改める。
---------	----	-------

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会訓令第5号

庁 中
教育機関(県立学校を除く)

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年4月1日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程(昭和51年10月県教育委員会訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「、教育次長及び世界遺産推進監」を「及び教育次長」に改める。

別表第1中

教育やまが た振興課長	山形県立図書館	山形県青年の家	を
	山形県海浜青年の家	山形県立博物館	
	山形県朝日少年自然の家	山形県金峰少年自然の家	
	山形県飯豊少年自然の家	山形県神室少年自然の家	

に改める。

教育やまが た振興課長	山形県立図書館	山形県青年の家	に改める。
	山形県朝日少年自然の家	山形県金峰少年自然の家	
	山形県飯豊少年自然の家	山形県神室少年自然の家	
文化財保護 推進課長	山形県立博物館		

別記様式第5号中

を

山形県教育委員会(身分)に任命する (任期は 年 月 日までとする) (職名)を命ずる (給料表名) 級に決定する 号給を給する
--

に、

山形県教育委員会(身分)に任命する (地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号) (任期は 年 月 日までとする) (職名)を命ずる (給料表名) 級に決定する 号給を給する
--

を

山形県教育委員会(身分)に任命する (地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項) 任期は 年 月 日までとする (職名)を命ずる 週 時間勤務とする (給料表名) 級に決定する 号給を給する

山形県教育委員会(身分)に任命する
 (地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項)
 任期は 年 月 日までとする
 (職名)を命ずる
 週 時間 分勤務とする
 (給料表名) 級に決定する
 号給を給する

に、

育児短時間勤務を承認する
 週 時間勤務とする
 期間は 年 月 日から
 年 月 日までとする

を

育児短時間勤務を承認する
 週 時間 分勤務とする
 期間は 年 月 日から
 年 月 日までとする


に、

育児短時間勤務の承認を取り消し、 年 月 日付けで請求のあつた育児短時間勤務を承認する
 週 時間勤務とする
 期間は 年 月 日から 年 月 日までとする


を

育児短時間勤務の承認を取り消し、 年 月 日付けで請求のあつた育児短時間勤務を承認する
 週 時間 分勤務とする
 期間は 年 月 日から 年 月 日までとする

に、

山形県教育委員会(身分)に再任用する
 任期は 年 月 日までとする 
 短時間勤務とする(週 時間勤務)
 (給料表名) 級に決定する
 給料月額 円を給する

を

山形県教育委員会(身分)に再任用する
 任期は 年 月 日までとする 
 短時間勤務とする(週 時間 分勤務)
 (給料表名) 級に決定する
 給料月額 円を給する

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県教育委員会告示第5号

昭和33年5月県教育委員会告示第11号(勤務評定書の様式)の一部を次のように改正する。

平成21年4月1日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

表中

教頭・教諭・助教諭・講師		
	教頭・教諭・助教諭・講師	教頭・教諭・助教諭・講師

を

に改める。

副校長・教頭・教諭・助教諭・講師		
	教頭・教諭・助教諭・講師	教頭・主幹教諭・教諭・助教諭・講師

様式第2号の1中「教頭」を「副校長、教頭」に改める

様式第2号の2中「教諭」を「主幹教諭、教諭」に改める。